

[事案 2022-140] 新契約無効請求

・令和5年2月14日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年6月に銀行を募集代理店として契約し、令和4年4月に解約した介護保険金特約付米ドル建終身保険（特別条件付）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1) 保険料を一定回数以上払い込んだ以降は、払込保険料総額よりも保険金額が少なくなること、解約返戻金額が払込保険料累計額を上回ることではないことを認識していなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料を一定回数以上払い込んだ以降は、払込保険料総額より保険金額が少なくなること、解約返戻金額が払込保険料累計額を上回らないことをパンフレット等により説明している。
- (2) 申立人は、保険料・保険金額、元本の保証がないこと、解約返戻金額等について、意向確認書の確認欄に自らチェックのうえ、自署している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は、特別条件が付加された結果、当初の説明時から解約返戻金額が減額されたにもかかわらず、募集人がその比較を十分に行ったか疑問がある。
- (2) 募集人は、募集時に複数の商品を比較して説明したと陳述したが、その比較はパンフレットによる説明のみであった。解約返戻金額の比較等は、各商品の設計書を提示して初めて行えるものであり、この点においても対応が十分とは言えない。